

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (787単位) (2) 定員21人以上40人以下 (704単位) (3) 定員41人以上60人以下 (669単位) (4) 定員61人以上80人以下 (641単位) (5) 定員81人以上 (604単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (245単位) (2) 1時間以上 (564単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (724単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(787単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)					
リハビリテーション加算	(1日につき 20単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)					
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき+所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)
 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)